

「お金を活き活き使おう！」



平成18年1月
金 融 庁

概要

1. お金に関する知識の現状

- 「ほとんど知識がないと思う」と回答した者の割合
… P 2
- 日・米・独における「家計」の金融資産の国際比較
… P 3

2. 金融経済についての読み書き能力(リテラシー)

- 資金の流れ
… P 4
- 個人にとっての意義
… P 5
- 金融経済についての読み書き能力(リテラシー)
… P 6
- 地域社会や日本にとっての意義
… P 7

3. お金を生き生き使うために

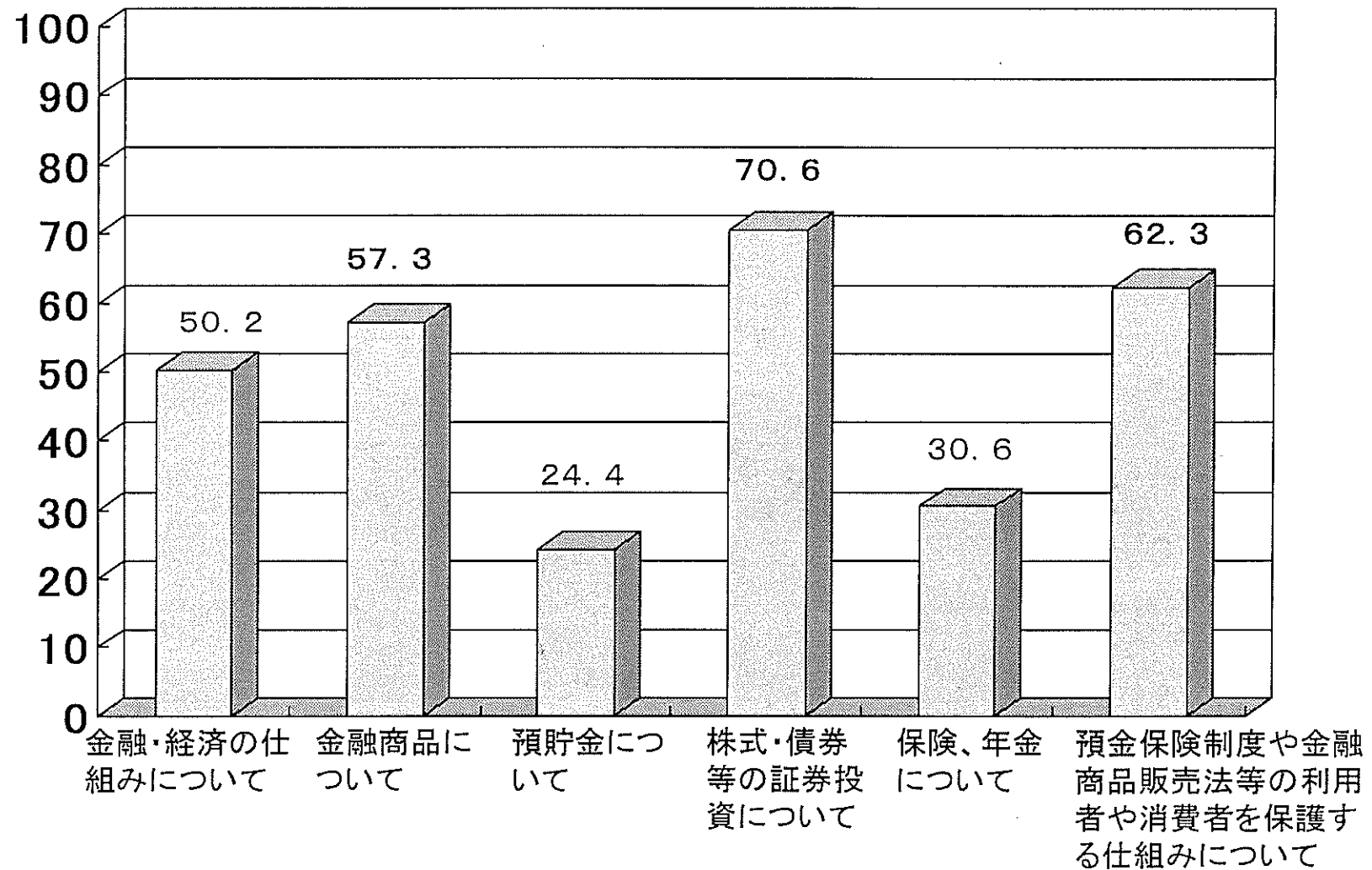
～ お金を運用する際のポイント ～

- リスクとリターン
… P8
- 自己責任
… P9
- 自己責任を求めるための環境整備
(金融庁の取組み)
… P10
- 適合性の原則と不招請勧誘の禁止
… P11
- お金を運用する際の心構え
～ 5つのポイント ～
… P12
- 信頼できるプロに相談しよう
… P13
- 千葉県近隣での主な照会先
… P14

4. 地域社会とのかかわり

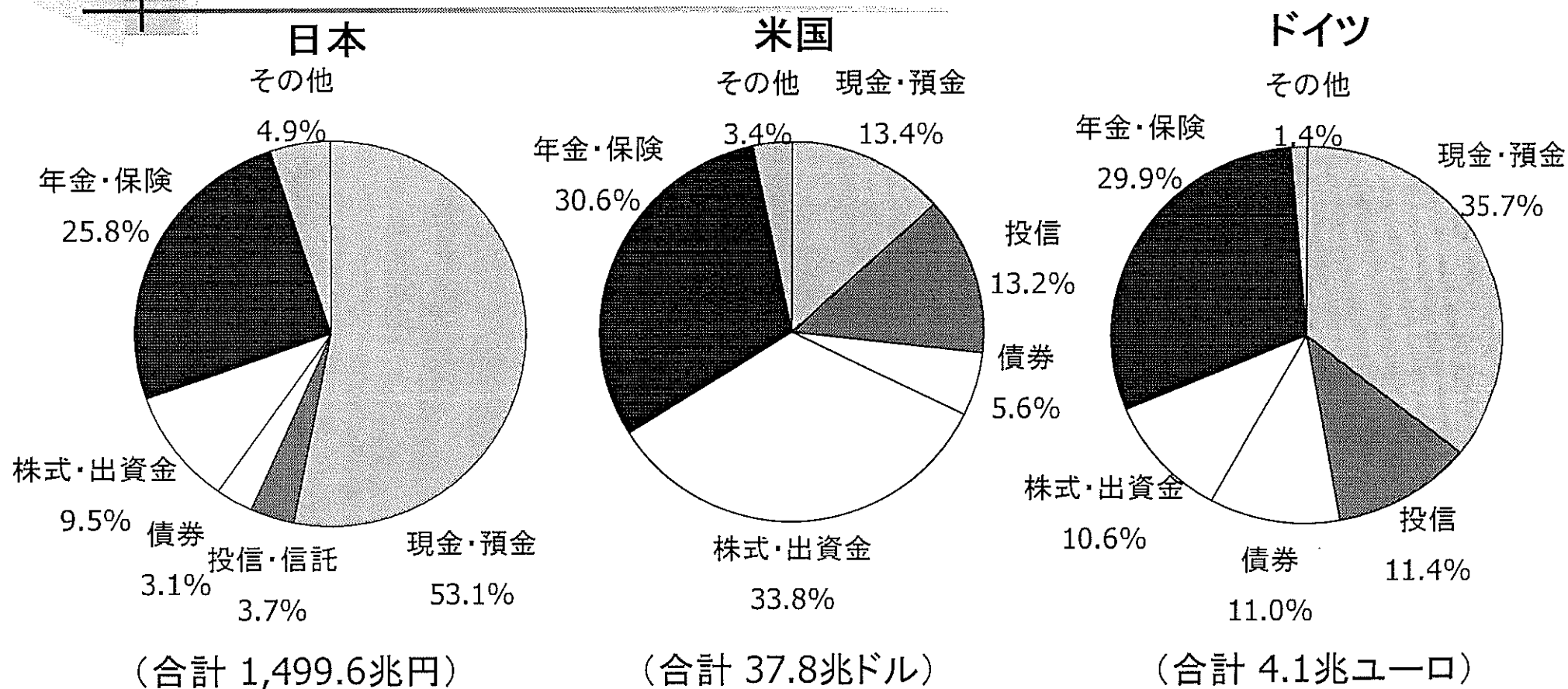
- 地域社会とのかかわり
… P15

「ほとんど知識がないと思う」と回答した者の割合



(出所:金融に関する消費者アンケート調査(平成15年):金融広報中央委員会)

日・米・独における「家計」金融資産の国際比較



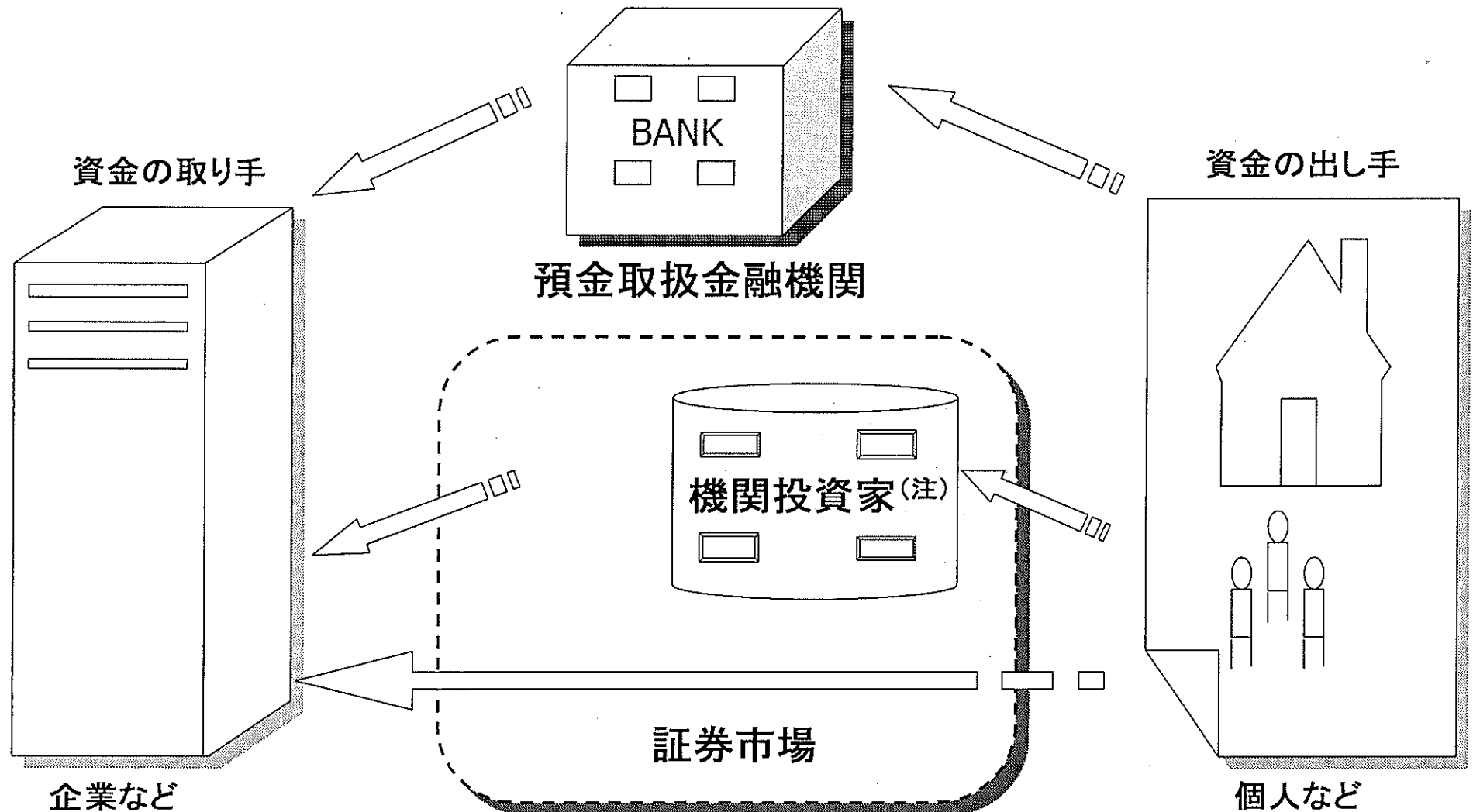
(注1) 資料の数字は、日本:2005年9月末、米国:2005年9月末、ドイツ:2004年末現在。

また、米国、ドイツにおける「家計」の金融資産を日本円に換算すると(2005年12月末現在の為替レート、1ドル=117.75円、1ユーロ=139.48円)、米国:4,450.9兆円、ドイツ:571.8兆円となる。

(注2) 日本の「家計」の金融資産には、米国・ドイツとの比較のため「対家計民間非営利団体」の金融資産を含む。

(資料) 日本銀行「資金循環/金融資産・負債残高表」、「ブルームバーグ」等の資料を参考に金融庁において作成。

資金の流れ



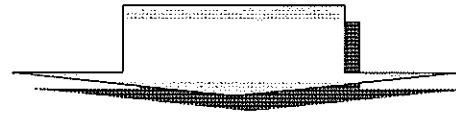
個人にとっての意義

○ 経済・社会環境の変化

（右肩上がり経済の終焉、高齢社会の到来、雇用形態の変化等）

○ 金融環境の変化

（ペイオフ解禁、金融商品等の多様化・高度化等）



- ① 金融商品の選択により、これまでより上手な資産運用が可能
- ② 金融商品のリスクに気付かなかったり、騙されて損をする事例も発生

金融経済についての読み書き能力(リテラシー)

- 金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力

地域社会や日本にとっての意義

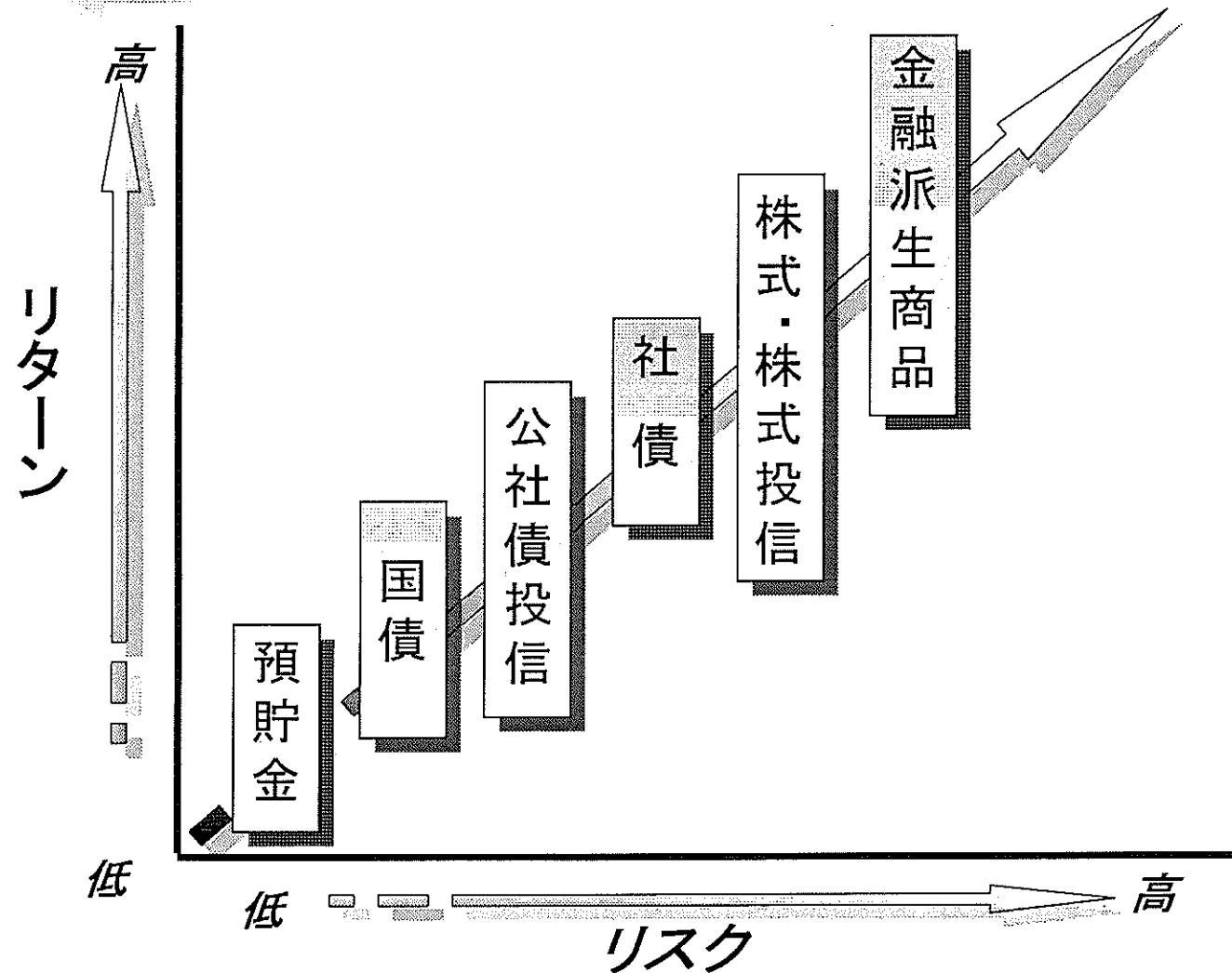
日本経済は厳しい競争の時代に入

これまでにない新しい物やサービスを作り出す必要

個人や機関投資家が様々な金融商品の選択を通じて事業リスクの一部を負担し、利益を享受

地域社会、日本、そして世界をも変える可能性

リスクとリターン



■ 投資信託

投資信託とは、投資家から集めた資金を1つにまとめ、運用のプロが債券(公社債等)や株式等で運用し、運用成果に応じて収益を分配するという金融商品をいう。

■ 金融派生商品

金融派生商品とは、既存の金融商品(株式、債券、為替)から派生してできた取引に付けられた、先物取引(フューチャー)、スワップ取引、オプション取引等の総称をいう。

■ 匿名組合等の商品

この他、アイドルファンド、ラーメンファンド等の商品もある。

(注) 満期保有の場合国債のリスクが最も小さく、また、格付の低い社債はハイリスク・ハイリターンになりうる。

自己責任

■ 自己責任

納得のいくまで商品の説明を求め、正しく理解して自分自身の判断で取引し、その結果について責任を持つこと。

※ 民間取引が当事者のしっかりとした理解と合意の上で行われた以上、その結果に行政は原則として介入することができない。

自己責任を求めるための環境整備

(金融庁の取組み)

- ① 適合性の原則の導入、不招請勧誘の禁止等を内容とする各種業法の改正や金融商品の販売業者に説明義務を課す金融商品販売法の制定など利用者保護のための法整備
- ② 金融機関等に対する厳正な検査・監督
- ③ 基礎的な金融経済知識や詐欺的な行為に対する警告情報^(注)の提供
- ④ 金融トラブル連絡調整協議会の開催や金融サービス利用者相談室の開設

(注) 「外国為替証拠金取引について」、「未公開株購入の勧誘にご注意！ ～一般投資家への注意喚起～」、「違法な金融業者にご注意！」など

適合性の原則と不招請勧誘の禁止

■ 適合性の原則

利用者の知識・経験、財産力、投資目的等に照らして適合した商品・サービスの販売・勧誘を行わなければならないという原則。

- 証券取引法、金融先物取引法、信託業法等で適合性の原則に違反する行為を禁止。

■ 不招請勧誘の禁止

勧誘の要請をしていない一般顧客に対して訪問又は電話による勧誘等を禁止すること。

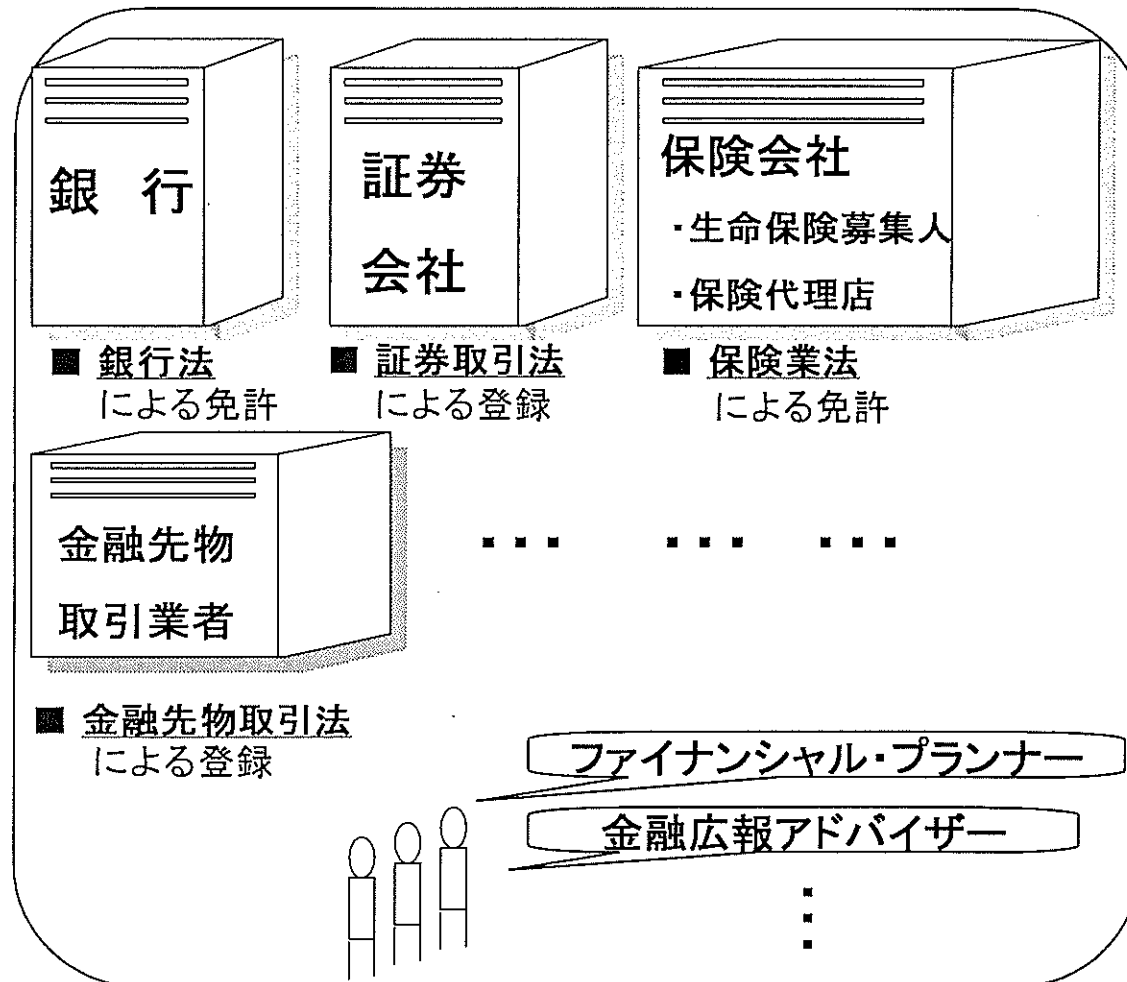
- 17年7月に、金融先物取引法の一部改正により、不招請勧誘が禁止された。

お金を運用する際の心構え ～ 5つのポイント ～

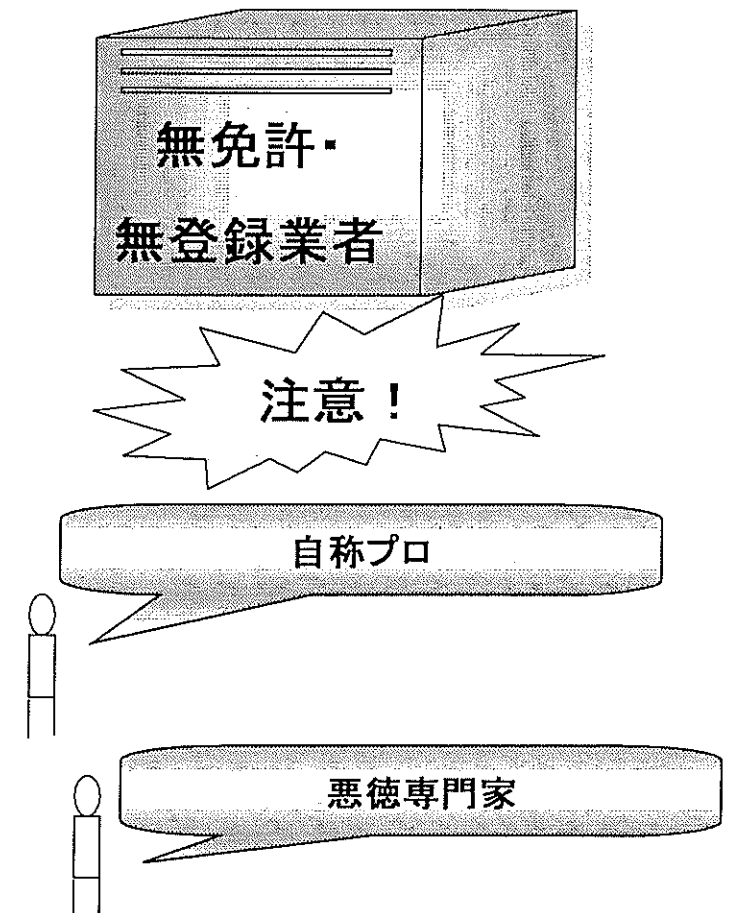
- ① 「知っているもの、分かるもので運用しましょう。」
- ② 「目的に合った運用を行いましょう。」
- ③ 「リスクを分散して運用しましょう。」
- ④ 「信頼できるプロを活用しましょう。」
- ⑤ 「騙されたら泣き寝入りするのはやめましょう。」

信頼できるプロに相談しよう

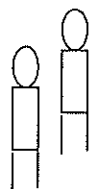
■ 金融商品のプロ



■ 違法業者や悪徳専門家



千葉県近隣での主な照会先



何か困ったことがあったら…？

まずは相談しよう！

■ 関東財務局千葉財務事務所	TEL:043-251-7211(代表)
■ 関東財務局	TEL:048-600-1111(代表)
■ 金融庁金融サービス利用者相談室	TEL:03-5251-6811(直通)
■ 千葉県金融広報委員会 (金融に関する情報提供及び学習支援)	TEL:043-225-7141
■ 千葉県消費者センター (最寄り市町村にも相談窓口を設置)	TEL:047-434-0999
■ 千葉市市民局生活文化部消費者センター	TEL:043-207-3000
■ 日本証券業協会 証券斡旋・相談センター東京支部	TEL:03-3667-8008
■ 千葉県銀行協会 銀行よろず相談所	TEL:043-222-8009
■ 生命保険協会 千葉県連絡所	TEL:043-225-6467
■ 日本損害保険協会 苦情相談室	TEL:0120-107-808
■ NPO法人 エイプロシス (投資と学習を普及・推進する会) 東京事務所	TEL:03-3667-8183
■ 千葉県貸金業協会	TEL:043-255-9500

地域社会とのかかわり

- ① 地域の企業は、企業自身やその製品になじみがあり実態が肌身で分かるため、「知っている、分かる」運用対象となりうる。
- ② 地域のお金が地域で使われることにより、社会的リターンが生まれる可能性がある。
- ③ 金融経済知識の普及・習得の場となる。